

議 事 録

1. 日 時 令和2年2月7日(金) 午後2時00分～

2. 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長:篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐:吉田 貴浩

農業委員会事務局係長:中山 珠美

事務局:主幹:宮川 昭人

事務局:主幹:室津 康志

事務局:主事:永野 ほのか

4. 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について(1～2番)

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について(1番)

第3号議案 非農地証明書の交付について(1番)

第4号議案 農用地利用集積計画(案)について(1～3番)

その他

○ 事務局

皆様こんにちは。人農地プランや農地利用集積では大変お世話になっています。新委員になって約2年が経過しようとしています。今後とも色々な面でご理解とご協力をよろしくお願ひします。

只今から「四万十市農業委員会2月総会」を開会いたします。本日の欠席委員は、議席番号3番 井上 靖好委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員です。本定例会は「農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。本日の出席委員数は、19名中17名の出席となりますので、会議は成立しております。推進委員は、東 正世 委員、田邊 次男 委員より欠席の報告がありました。それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第6条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議 長(福留会長)

皆さん、こんにちは。2月の総会に出席いただきましてありがとうございます。第1号議案から4号議案までの審議をよろしくお願ひします。それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願ひしまして、議事録署名委員さんは、議席番号9番 山本 官 委員、議席番号10番 芝 順子 委員にお願ひします。

◎それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。

○ 事務局

1番について説明(間崎)

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。番号1。土地の表示は、間崎 カガミイド997番5、登記地目、現況ともに田、面積は224㎡、他3筆、申請理由は贈与で、申請者は議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦55年の81歳の農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の妻の二人となっております。農機具につき

ましては、トラクター、コンバイン、キャタピラー、乾燥機を所有しているとのこと。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は95aとなりますので、下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可相当の案件と考えます。

◆ 2番について説明（実崎）

続きまして番号2。土地の表示は、実崎 スギノキノマエ 1197番1、登記地目、現況ともに畑、面積は310㎡、申請理由は売買で、申請者は議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦10年の66歳の農家で、農作業への従事日数は200日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦48年の兄の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を譲受人の兄が所有しており、共同で使用しているとのこと。申請地は自宅から約1分の距離となっております。耕作面積は147aとなりますので、下限面積である30aを上回っております。また、申請地は、これまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはありません。以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可相当の案件と考えます。以上です。

◆ 議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1・2番の関係委員さん」お願いします。

◇ 議席番号4番 加用委員（八東地区担当）

1・2番について説明いたします。まず、1番ですが以前から譲受人が耕作していきまして、農地の名義も譲受人になっていると思っていたところ、今間崎地区は国の地籍調査が入っていきまして、名義が譲渡人のままになっていきまして、今回の申請となっています。耕作状況等問題ないと思います。2番の申請地の状況ですが、譲受人が堤防の草をもらってそれを堆肥にしてまいて野菜の準備をしていました。下限面積、周辺地域との関係も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

◆ 議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇ 小野委員（下田・八東地区担当）

問題ありません。

◆ 議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆ 議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆ 議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇ 農業委員

《全員挙手》



ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請進達について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明（渡川一丁目）

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。議案書は3ページになります。番号1。土地の表示は渡川1丁目地番は72番、73番で地目は登記、現況とも畑、面積は合計で745㎡です。申請者は譲渡人、譲受人とも議案書記載のとおりです。転用事由は宅地です。番号1につきましては1月28日、会長と事務局で現地に向かい、具同地区担当の正木委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度4階建て自宅兼共同住宅を建築するものです。場所につきましては、具同小学校校庭から井ノ上川を挟み30メートルほど東側に位置する農地です。申請地の西側と北側は市道、東側と南側は農地であり所有者からは転用の同意を得ております。また排水に関しては、雑排水は合併浄化槽を経て、雨水と共に既設の市道側溝へ排水する計画となっており、これらのことから周辺農地に与える影響はないものと判断します。申請地は、都市計画区域の用途地域に指定された第1種中高層住居専用地域で、第3種農地にあたり原則転用許可できる農地であり、以上のことから転用許可申請については適当であると考えます。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1番の関係委員さん」をお願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

事務局の説明どおり都市計画区域ということで、排水なども問題ありません。適当と考えますのでよろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

先日、現地近くへ行っておりましたが問題はありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原



案のとおり許可申請進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。それでは、1番について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1番について説明（古津賀）

番号1。土地の表示は、古津賀 シンバ 2626 番1、登記地目は田、面積は654㎡、申請者、申請事由は議案書記載のとおりです。番号1につきましては、1月28日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は古津賀で、ホンダカーズ中村東店から北に約70メートルの場所になります。申請事由は、平成6年月日不詳より、事業所用地として転用して以来、継続して利用されているためと申請代理人より確認しております。また、平成6年12月19日付けで農地法第5条の許可となっていたことを事務局で確認済みです。本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用した土地で15年以上経過しておりますので、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

1番について説明いたします。1月28日に農業委員会関係者と申請代理人とで現地確認を行いました。申請の土地については今までコンビニがあった跡地です。写真のように2/3はアスファルトに覆われ、残り1/3は店舗の跡地で店舗を撤去した際のセメントくずがそのまま残っており、農地としてこの先、耕作は困難だと思われるので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでのご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1・2番について説明（有岡）

第4号議案。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書(案)について諮問がありましたので説明いたします。議案書は5ページ、農用地利用集積計画書(案)は5-1、5-2ページになります。それでは1番を説明いたします。借受人は有岡地区において、主に水稲を栽培している認定農業者です。申請地については、貸付人は2名、農地は有岡沖前663番、地目は田、他5筆、合計面積は8,542㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの5ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稲です。賃借料は10aあたり米1俵分の現物です。貸借期間は令和2年2月7日から令和12年2月6日までの10年間です。

続いて2番を説明いたします。借受人は有岡地区において、主に水稲を栽培している認定農業者です。申請地については、貸付人は8名、農地は有岡岩井ノ前2141番、地目は田、他30筆、合計面積は48,813㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの5ページ、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稲です。賃借料は10aあたり米1俵分の現金です。貸借期間は令和2年3月1日から令和7年2月28日までの5年間です。

3番について説明(竹島)

続いて3番を説明いたします。借受人は深木地区において、主に水稲を栽培している認定農業者です。申請地については、貸付人は1名、農地は竹島壱町田3802番、地目は田、面積は4,065㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの7ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定で作物は水稲です。賃借料は10aあたり12,000円です。貸借期間は令和2年3月1日から令和5年2月28日までの3年間です。以上、1~3番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

◆議長(福留会長)

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。「1・2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員(中筋・東中筋地区担当)

先ほどの事務局の説明どおりで問題ありません。よろしくお願いします。

◆議長(福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか?

◇濱田委員(中筋・東中筋地区担当)

地区地区でかなり水稲を作っています。この借受人たちでないと作れる人はいませので問題はないと思います。

◆議長(福留会長)

続きまして「3番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員(八束地区担当)

この方はお父さんが相当大規模に水稲を耕作しておりましたが、体を悪くしましてそのあとを子供さんが継いでやるということで問題はないと思います。

◆議長(福留会長)

推進委員さんから、意見などはございませんか?

◇小野委員(下田・八束地区担当)

借受人が変わっただけのことですから何の問題もないと思います。

◆議長(福留会長)

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はござい

ませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○事務局報告

形状変更届、1月定例会議案の一部訂正について、令和2年度四万十市農業委員会総会予定表、他報告

他に無いようございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和2年2月7日

議長

福留宣彦

署名委員

山本 官

署名委員

芝 順子